

○運輸委員会

衆議院議員提出法律案（一件）

第九十八回国会 15 法律案	第九十八回国会 改正する法律の一部を改正する法律案	提出者 三塚博君 （五八、五二〇）	予備送 付月日	本院へ 提出月日 五八、二〇、六	参議院 付託 五八、二〇、六 可決 五八、二〇、六 可決 五八、二〇、七	衆議院 付託 五八、九、八 可決 五八、二〇、五 可決 五八、二〇、六	備考
----------------------	------------------------------	-------------------------	------------	------------------------	--	---	----

全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（第九十八回国会衆第一五号）（衆議院提出）

九十八回国会 五八、五、一八 衆・議員提出

衆継続審査

九十九回国会 衆継続審査

百 回国会 一〇、六 衆可決

一〇、七 参可決

要旨

本法律案は、既設又は工事中の東海道、山陽、東北、上

越等の新幹線鉄道における停車場の新設に関し、当分の間、地方公共団体が日本国有鉄道又は日本鉄道建設公団に対する当該停車場の新設のため必要な資金についての補助金等の交付その他財政上の措置等を講ずることができるようにならうとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院提出に係るものでありまして、その

内容は、既設または工事中の新幹線鉄道における停車場の新設に関し、当分の間、地方公共団体が日本国有鉄道または日本鉄道建設公団にその必要な資金について補助金等の交付その他財政上の措置等を講ずることができるとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党瀬谷理事、日本共産党小笠原委員よりそれぞれ反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○逋信委員会

N H K 決算（二件）

件名	提出月日	参議院			衆議院			備考
		付託	議決	本議決	付託	議決	本議決	
日本放送協会昭和五十五年財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	五七、三二七 (第九十六回国会)	五八、九、八	五八、二〇、四 議決	五八、二〇、七 議決	五八、九、八			
日本放送協会昭和五十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	五八、三二三 (第九十八回国会)	九、八			九、八			